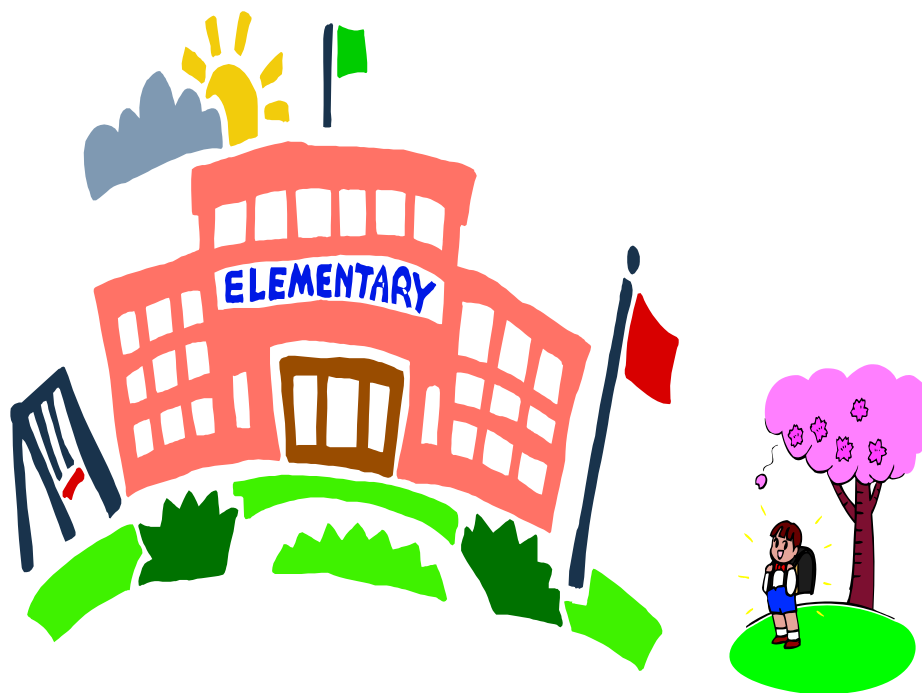




令和6年度

熊本市立中島小学校PTA総会



日時：令和6年4月19日（金）

午後3時05分～

場所：中島小学校体育館

総会次第

- 1 開会
- 2 PTA会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 総会成立確認
- 5 議長選出
- 6 議事
 - ① 令和5年度活動報告
 - ② 令和5年度会計報告
 - ③ 令和5年度会計監査報告
※質疑・承認
 - ④ 令和6年度活動計画(案)
 - ⑤ 令和6年度会計予算(案)
※質疑・承認
 - ⑥ PTA災害見舞金・安全互助会について
- 7 議長降任
- 8 学校職員紹介
- 9 諸連絡
- 10 閉会

令和5年度 中島小学校PTA活動報告

※(実施予定日)

行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全委員	総会準備 役員定例会 リユース販売会	運動会協力 役員定例会	田植え協力	役員定例会		役員定例会	地区委員長選考委員会	稲刈り協力 役員定例会 リユース販売会	餅つき協力		役員定例会	
総務	PTA総会(21) 歓送迎会(21) 学級委員選出								餅つき			
	←					役員定例会(準備・運営)		→				
交通	交通指導 総会交通整理	運動会交通整理				交通指導						
愛護		苗床・稲種まき 樹木消毒	田植え		樹木消毒 ←	水田草取り・樹木消毒 米の防除(3回)	→	稲刈り				
財務		資源物回収(13)				資源物回収(9)						
保体				市Pバレー練習 夏にチャレンジ		市Pバレー大会	夏にチャレンジ表彰					
広報	←		新聞発行				取材	新聞発行				卒業文集発行 →
教養	運営委員会 「弁当の日」上映会	※開級式						家庭学級			家庭学級	※閉会式 →
	←		読み聞かせボランティア		→							
学級	←		学年活動		→							
賛助	←		各専門委員会協力		→							
プール運営				プール開放(中止)								
				アンケート								
	←		運営委員会		→							
←		企画委員会		→								
特別委員会	←			保護者向け教室(未定)							→ 中学入学前の自転車教室●	

令和5年度 中島小学校PTA会計報告書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入総額 2,703,970 円
支出総額 2,145,601 円
差引残高 558,369 円

1 収入の部

(△は減) (単位:円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
繰越金	1,330,386	1,330,386	0	
会費	1,150,200	1,096,200	△ 54,000	P数前期180軒 後期180軒 職員23名×450円/月
雑収入	300,000	277,384	△ 22,616	もち米販売収益など
合計	2,780,586	2,703,970	△ 76,616	

2 支出の部

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
1 運営費	40,000	28,943	△ 11,057	
会議費	20,000	24,900	4,900	コミセン使用料等
事務費	20,000	4,043	△ 15,957	事務消耗品
2 各種活動費	500,000	371,923	△ 128,077	
学年活動費	150,000	97,879	△ 52,121	500円×(児童数+職員)
教養部活動費	100,000	119,442	19,442	家庭教育学級費用等
広報部活動費	30,000	19,123	△ 10,877	新聞発行諸経費(写真代・コピー代)
保体部活動費	40,000	39,915	△ 85	市Pバレー費
愛護部活動費	150,000	90,510	△ 59,490	学校田関連費・校内消毒費用等
交通部活動費	10,000	0	△ 10,000	交通整理関連費用等
財務部活動費	10,000	5,054	△ 4,946	資源物回収関連費用
特別委員会活動費	10,000	0	△ 10,000	自転車教室等
3 その他の経費	680,000	586,949	△ 93,051	
奨励金	100,000	66,500	△ 33,500	夏にチャレンジ賞品
P関連交通費	20,000	1,600	△ 18,400	P関連交通費
渉外費	200,000	214,819	14,819	懇親会参加費等
負担金	60,000	62,453	2,453	県P・市Pへの児童負担金等
行事協力費	300,000	241,577	△ 58,423	学校年間行事に対する諸経費
プール監視費	0	0	0	プール監視委託費
4 環境学習助成費	200,000	200,000	0	学校事務費・図書費・校内環境整備費等
5 慶弔費	50,000	10,000	△ 40,000	
6 150周年記念式典準備費	820,000	826,842	6,842	
7 予備費	490,586	120,944	△ 369,642	退職・転任教諭記念品費用、150周年記念式典積立費用等
合計	2,780,586	2,145,601	△ 634,985	

令和5年度PTA会計監査報告書

会計委員より提出された令和5年度のPTA会計に係る会計簿・通帳・領収書について監査を実施した結果、関係書類などは一切一致し、適正に処理されていることを御報告いたします。

令和6年4月10日

監査役: 永松 友美



監査役: 田上 英華



令和年6度 中島小学校PTA活動計画(案)

※(実施予定日)

行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全委員	総会準備 役員定例会	運動会協力 役員定例会	田植え協力	役員定例会		役員定例会	地区委員長選考委員会	稲刈り協力 役員定例会	餅つき協力		役員定例会	
総務	PTA総会(19) 歓送迎会(19) 学級委員選出								餅つき			
	←					役員定例会(準備・運営)		→				
交通	交通指導 総会交通整理	運動会交通整理				交通指導						自転車講習
愛護		苗床・稲種まき	田植え			水田草取り・樹木消毒 米の防除(3回)		稲刈り				
財務		資源物回収(18)		リユース販売会		資源物回収(21)		リユース販売会				
保体				市Pバレー練習 夏にチャレンジ		市Pバレー大会						
広報			新聞発行				取材	新聞発行				卒業文集発行
	←							→				
教養	運営委員会	※開級式						家庭学級			家庭学級	※閉会式
	←		読み聞かせボランティア					→				
学級	←		学年活動					→				
賛助	←		各専門委員会協力					→				
特別委員会	←		保護者向け教室(未定)					→				

令和6年度 中島小学校PTA予算書（案）

1 収入の部

（△は減）

項目	本年度予算	前年度決算	前年度予算	比較	備考
繰越金	558,369	1,330,386	1,330,386	△772,017	
会費	977,400	1,096,200	1,150,200	△172,800	(家庭数158軒 職員23名) × 450円/月
雑収入	200,000	277,384	300,000	△100,000	もち米販売、資源物回収収益金
合計	1,735,769	2,703,970	2,780,586		

2 支出の部

（△は減）

項目	本年度予算	前年度決算	前年度予算	比較	備考
1 運営費	40,000	28,943	40,000	0	
会議費	20,000	24,900	20,000	0	コミセン使用料等
事務費	20,000	4,043	20,000	0	事務消耗品
2 各種活動費	525,000	371,923	500,000	25,000	
学年活動費	140,000	97,879	150,000	△10,000	500円×280名（児童数+職員）
教養部活動費	90,000	119,442	100,000	△10,000	家庭教育費用等
広報部活動費	15,000	19,123	30,000	△15,000	新聞発行諸経費（写真代・コピー代）
保体部活動費	80,000	39,915	40,000	40,000	市Pバレー関連費
愛護部活動費	170,000	90,510	150,000	20,000	学校田開発費等
交通部活動費	10,000	0	10,000	0	交通整理関連費用等
財務部活動費	10,000	5,054	10,000	0	資源物回収関連費用
特別委員会活動費	10,000	0	10,000	0	自転車教室等
3 その他経費	455,000	586,949	680,000	△225,000	
奨励費	0	66,500	100,000	△100,000	夏にチャレンジ賞品
P関連交通費	20,000	1,600	20,000	0	P関連研修費・交通費
渉外費	220,000	214,819	200,000	20,000	懇親会参加費・九州ブロック研修会他
負担金	65,000	62,453	60,000	5,000	県P・市Pへの児童負担金
PTA行事協力費	150,000	241,577	300,000	△150,000	PTA年間行事に対する諸経費
4 環境・学習助成費	300,000	200,000	200,000	100,000	学校事務費・図書費・校内環境整備費等
5 慶弔費	50,000	10,000	50,000	0	職員の結婚・出産および一親等以内の逝去
6 150周年記念式典準備費	200,000	826,842	820,000	△620,000	創立150周年記念式典準備基金
7 予備費	165,769	120,944	490,586	△324,817	記念品費用等
合計	1,735,769	2,145,601	2,780,586	△1,044,817	

PTA災害見舞金・安全互助会について

☆☆別紙参照☆☆

中島小学校PTA規約（案）

第1章 名 称

第1条 本会は熊本市立中島小学校PTAと称し、事務局を中島小学校内におく。

第2章 目的および活動

第2条 本会は児童の福祉を増進し、父母の教養を高めるとともに、父母と教師が協力し、学校・家庭・社会を通じてよい環境を作ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 教育を理解し人間尊重の気風を高めることに関する事。
- ② 保護者、教師として自己成長に繋げる研修に関する事。
- ③ 家庭 地域における児童の生活環境の改善と指導に関する事。
- ④ 児童と会員の福祉厚生に関する事。
- ⑤ 会の運営や活動についての広報に関する事。
- ⑥ 会員による適正な教育援助費を確保し教育活動に協力する事。

第3章 方 針

第4条 本会は次の方針に基づいて活動する。

- ① 本会は、子供の成長と幸福を目指す民主団体として活動する。
- ② 本会は、営利を目的とせず政党・党派に関与しない。又 会の正規な目的以外のことには会の名称及び役員の名を用いてはならない。
- ③ 本会は、児童福祉のために活動する他の団体、または機関と協力する。

第4章 会 員

第5条 本会の会員になることのできる者は次のとおりとする。

- ① 本校の児童の父母、またはこれに代わる人（保護者）
- ② 本校の職員
- ③ 本会の趣旨に賛同し入会を希望する者、但し この会の役員になることはできない。
- ④ 本会員は任意団体であり、入会にあたり強制されるべきものではない。

- 第 6 条 本会に次の役員及び委員をおく。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 3名
 - ③ 総務委員 若干名（学校職員2名）
 - ④ 会計 3名
 - ⑤ 書記 2名
 - ⑥ 会計監査 2名
 - ⑦ 専門委員（必要に応じて対応）
 - ⑧ 賛助委員（各クラス2名※ただし1学年2クラス以上設置の学年においては各クラス1名ずつでも可とする）
 - ⑨ 学年・学級委員

- 第 7 条 役員及び委員の選出は次のとおりとする。
- ① 会長は選考委員の推薦に基づき選出され総会の承認を受けて決定する。
 - ② 副会長・総務委員・会計・各書記及び専門委員の委員長・副委員長については会長に委任とする。
 - ③ 学年・学級委員及び委員長・副委員長は互選とする。
 - ④ 賛助委員は各クラスより互選とする。

第5章 組 織

- 第 8 条 本会に、次の組織をおく。
- ① 定例総会
 - ② 臨時総会
 - ③ 総務委員会
 - ④ 定例会
 - ⑤ 学年・学級委員会
 - ⑥ 専門委員会
 - ⑦ 選考委員会
- 第 9 条 定例総会は年度始めの1ヶ月以内に会長が招集する。
- ① 予算決算の承認
 - ② 活動計画の承認
 - ③ 役員の承認
 - ④ 規約の制定改廃
 - ⑤ その他、重要事項
- 第 10 条 臨時総会は必要に応じて会長が招集する事ができる。又 会員の10分の1以上の要求があれば招集する事ができる。
- 第 11 条 定例・臨時総会（以後総会と称する）は会員の3分の1以上の出席があれば成立する。但し 委任状提出者は出席したものとみなす。
- 第 12 条 総会の議決は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。
- 第 13 条 総務委員会は会長・副会長・総務委員・会計・書記及び学校代表をもって構成し各委員会との連絡を図るとともに、全般の活動を掌握し本会活動の推進を図る。
- 第 14 条 運営委員会は会長・副会長・学校代表・総務委員・会計・書記・地区三役・専門委員三役をもって構成し次の任務を行う。
- ① 総会議案の決定並びに総会運営。
 - ② 各委員会の提出議案の審議、及び行事の調整。
 - ③ 補充役員の決定。
 - ④ その他、必要事項。
- 第 15 条 総会の決定事項を具体的に計画実行するとともに関連する問題を調査研究するために、次の専門委員会を設置する。但し 会長は必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- ① 財務委員会
 - ② 交通委員会
 - ③ 保健体育委員会
 - ④ 愛護委員会
 - ⑤ 教養委員会
 - ⑥ 広報委員会
 - ⑦ プール運営委員会
- 第 16 条 学年・学級委員会は各学級の会員によって互選される各2名の委員と学級担任をもって構成する。（委員の人数は第4章 第6条 ⑧の各クラス1名の場合もある。）

第 17 条

選考委員会は、会長の候補者を選考するため次の如く定める。

- ① 新年度地区委員より各1名を選出する。
- ② 教職員より1名を互選により選出する。
- ③ 選考委員会の委員長1名・副委員長1名は委員間の互選とする。
- ④ 選考委員会は各地区の意向を広く聴取するため地区会議を開いた後で役員候補者を選出する。
- ⑤ 選考委員会はその経過及び結果を総会に報告し、承認を得て役員が決定した後解散する。

第6章 役員及び委員の任務

第 18 条

役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、すべての会合に出席し意見を述べる事ができる。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- ③ 総務委員会は予算の編成・活動計画・会合の企画及び連絡を掌る。
- ④ 会計は会計事務を掌る。
- ⑤ 書記は会合議事録を取り、総会資料・報告・引継ぎ資料等の作成を掌る。
- ⑥ 監査委員は会計事務を監査し、年度終わりの総会に報告する。
- ⑦ 専門委員は、各専門委員会の任務を掌る。
- ⑧ 賛助委員は各専門委員会に属し、専門委員会の活動に協力する。

第 19 条

専門委員会の任務は次のとおりとする。

『 財務委員会 』

- ① 資源物回収等を通じて、PTA活動の資源確保に協力する。

『 交通委員会 』

- ① 児童の登下校並びに校内における児童の交通指導を行い事故防止に努める。

『 保健体育委員会 』

- ① スポーツを通じて会員相互の親睦を深め、PTAに対する意義の高揚と参加意欲をを盛り上げる。
- ② スポーツ障害保険の加入に関すること。
- ③ PTA主催のスポーツ行事を統括し、その他のスポーツが円滑に行われるように努める。

『 愛護委員会 』

- ① 校内における児童の安全を守るために危険個所の発見と環境整備に努める。
- ② 児童の校内生活に関し、保護者並びに職員関係・諸団体と協力して生活指導を行う。
- ③ PTA役員研修の企画・運営にあたる。

『 教養委員会 』

- ① 家庭教育学級の企画・運営にあたる。
- ② 講演会・文化サークル活動を通じて教養を深め、会員相互の親睦を図る。
- ③ 絵本の読み聞かせボランティアの運営。

『 広報委員会 』

① 広報紙を編集発行し、地域社会の情報収集・伝達・意見交換などの広報活動に努める。

② PTA活動の内容を会員に伝え、PTAの活性化を側面から協力する。

『プール運営委員会』

①夏休みプール解放全般に関する企画・運営・管理を執り行う

第 20 条

学年・学級委員会は学級委員と学年主任が協議の上招集し、家庭・学校・社会教育に関する理解を深めるとともに、各学年・学級の運営に協力し、学年・学級及び他学年間の諸問題を処理する。

第7章 役員並びに委員の任期

第 21 条

役員は任期は2年とする。但し 再任を妨げない。

1年で任期満了の場合は運営委員会に回る。

第 22 条

学級委員は、毎年3月にこれを改選するが再任を妨げない。但し クラス編成替えのある学年は4月に改選する。

第 23 条

学年・学級委員長は学級委員の互選により4月に改選する。

第 24 条

賛助委員は、毎年3月にこれを改選するが再任を妨げない。但し クラス替えのある学年は4月に改選する。

第8章 会 計

第 25 条

本会の運営費は、会費をもってこれを充てる。

第 26 条

会員は所定の会費を納入する。但し 会長が認められた者は免除することができる。会費の額は総会の承認を要する。但し災害などにより年間を通して活動が継続できない場合はこの限りではない。

第 27 条

本会の会費は毎月450円とする。

第 28 条

本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 個人情報取り扱い

第29条

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共にあらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第30条

取得した個人情報は次の目的に沿った利用を行う。

- (1) PTA会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) 諸活動に関わる文書の送付ないし配布
- (3) 役員・会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の選考活動

第31条

本会が取り扱う個人情報には次の事項に限定し、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

- (1) 会員氏名
- (2) 児童名
- (3) 所属年組番号
- (4) 電話番号
- (5) 電子メール
- (6) ライン

付 則

- ① 校長（又はこれに代わる者）は、学校を代表し全ての会合に出席して助言をすることが出来る。但し 採決には加わらない。
- ② 本規約は総会の承認を得て改正することが出来る。
- ③ 本規約は平成2年4月1日より施行する。
- ④ 本改定規約は平成11年4月1日より施行する。
- ⑤ 本改定規約は平成15年4月1日より施行する。
- ⑥ 本規約は令和2年4月1日より施行する。
- ⑦ 本規約は令和3年4月1日より施行する。
- ⑧ 本規約は令和4年4月1日より施行する。

中島小学校PTA規約 令和6年度による改定（案）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第6章（略）</p> <p>第19条（略）</p> <p>『財務委員』</p> <p>①資源物回収等を通じて、PTA活動の資源確保に協力する。</p> <p>『交通委員』</p> <p>①児童の登下校並びに校内における児童の交通指導を行い事故防止に努める。</p> <p>『保健体育委員会』</p> <p>①スポーツを通じて会員相互の親睦を深め、PTAに対する意義の高揚と参加意欲を盛り上げる。</p> <p>②スポーツ障害保険の加入に関すること。</p> <p>③PTA主催のスポーツ行事を統括し、その他のスポーツ行事を統括し、その他のスポーツが円滑に対する意義の高揚と参加意欲を盛り上げる。行われるように努める。</p> <p>『プール運営委員会』</p> <p>①夏休みプール開放全般に関する企画・運営・管理を執り行う。</p>	<p style="text-align: center;">第6章（略）</p> <p>第19条（略）</p> <p>『財務委員』</p> <p>①資源物回収、リユース販売会等を通じて、PTA活動の資源確保に協力する。</p> <p>『交通委員』</p> <p>①保護者と学校が協働し、児童の登下校時の交通を見守る。</p> <p>②各イベントにおいて、校内や近隣施設での車両誘導を行い、交通事故防止に努める。</p> <p>『保健体育委員会』</p> <p>④を追加</p> <p>④ラジオ体操を各町内で実施し、児童の健全な生活規則や地域との関りを維持していく。</p> <p>『プール運営委員会』</p> <p>全削除</p>

中島小学校PTA規約 令和6年度による改定（案）

改正前	改正後
<p data-bbox="391 436 534 470">第6章（略）</p> <p data-bbox="135 504 303 537">第19条（略）</p> <p data-bbox="151 571 295 604">『愛護委員』</p> <p data-bbox="135 638 295 672">①②③（略）</p>	<p data-bbox="1045 436 1189 470">第6章（略）</p> <p data-bbox="798 504 965 537">第19条（略）</p> <p data-bbox="813 571 957 604">『愛護委員』</p> <p data-bbox="798 638 965 672">①②③全削除</p> <p data-bbox="798 705 917 739">①②追加</p> <p data-bbox="798 772 1244 806">①田植え、稲刈りの企画運営を行う。</p> <p data-bbox="798 840 1268 873">②餅つき大会の運営のサポートを行う。</p>

中島小学校PTA慶弔規約

- 第 1条 本規約は中島小学校に在籍する職員及び保護者に適用し敬意を表すものとする。
- 第 2条 職員が転任・退任・新任の場合歓送迎会を開く。
- 第 3条 職員の結婚に際しては、金一封を送り祝意を表す。子女誕生についても祝い金を贈る。
- 第 4条 職員死亡の際は、全児童から一人当たり100円程度の任意額の香典を贈り、学校代表・PTA代表が通夜し、全職員・担任学級児童全員・PTA代表が会葬する。遠距離の場合は会葬に変えて弔電をもってこれにかえる。担任学級児童は一人500円程度を贈りPTAからは香典を贈る。
- 第 5条 職員の家族が死亡した場合は下記の規定によって処置する。
① 配偶者の場合は、香典を贈り全職員・PTA代表が会葬する。
② 1親等（父母・養父母・子・養子）が死亡した場合は香典を贈り、校長・PTA代表・学級父母代表・児童代表が会葬する。
- 第 6条 職員及び職員の家庭・家族が不慮の災害（火災・天災）を被った場合は協議して実情に即する見舞金等の処置をとることとする。
- 第 7条 在学中の児童が死亡した場合は、PTAから香典を、同級児童は500円程度、他の児童からは100円程度集め贈る。校長・PTA会長・学級担任が弔問し、全職員・PTA会長・学級父母代表及び当学級児童全員が会葬する。
- 第 8条 授業中または登下校中の負傷については、別途協議して決める。
- 第 9条 児童の父母及びこれに準ずる者が死亡した場合は、PTAより香典を贈る。又当学級児童一人当たり300円程度集め贈る。校長・PTA会長・学級父母代表・当学級担任及び児童代表が会葬する。
- 第 10条 児童の家庭が火災または天災を受けた場合は、災害の程度により見舞金を贈る。（児童一人当たり100円程度の任意額を集める）
- 第 11条 PTA以外の者で、学校発展のため貢献のあったと判断される場合は、総務委員会をもって決定する。

慶弔金額

祝い金

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| ○ 職員の結婚 | → 10,000円 | ○ 子女誕生 | → 5,000円 |
| ○ 職員の転任 | → 5,000円 | ○ 職員の退任 | → 10,000円 |
- ※ 結婚退任の場合は、退任後3ヶ月以内の結婚に限り、結婚祝金を併せて贈る。

お悔やみ

- 規約に定めた者全て、一律として
- | | | | |
|----|----------|----|-----------|
| 通夜 | → 5,000円 | 香典 | → 10,000円 |
|----|----------|----|-----------|

付 則

- ① 以上の規約により慶弔又は見舞金を受けた場合、返礼は一切行わない事とする。
- ② 本規約は、総会の承認を得て改正する事が出来る。
- ③ 本規約は、昭和60年4月1日より実施する。
- ④ 本改定規約は平成11年4月1日より施行する。

